

懲戒処分の公表

吉川松伏消防組合では、地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を発令しましたので、職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき下記のとおり公表します。

記

1 事実の概要

平成29年9月25日（月）午後1時16分頃、自動二輪車を運転中、法定速度40km/hのところ86km/hで走行し、46km/h速度超過で取り締まりを受け、速度超過の道路交通法違反に処せられたもの。

2 被処分者の属する課・署名、職名、年齢

松伏消防署 係長（消防司令補） 43歳

3 処分内容及び処分年月日

戒告 平成29年11月2日（木）

4 消防長の意見

消防職員は、特段の道路交通法の順守及び安全運転を励行する立場であり、速度超過の道路交通法違反により罰金刑に処せられる交通法規違反が発生した事実は、市町民の皆様の生命、身体を保護すべき消防の責務に不信を招きかねない行為であり、謹んでお詫びを申し上げます。

このような事故が発生することがないように、職員に対し道路交通法の順守及び安全運転励行の注意を喚起し、再発防止に取り組んでまいります。

平成29年11月6日提供

問合せ先

担当課：消防本部総務課庶務係

電話：048-982-3918